

■日本魚類学会名誉会員資格審査基準

本会における名誉会員の資格については、定款第 5 条第 4 項において以下のように規定されている。「本会の発展に著しい功労のあった個人で、会員の推薦を受け、理事会の審議を経て代議員総会が承認した者。」これを受け、理事会では以下の 4 項目を資格審査の基準とする。

1. 推薦人は複数とする。そのうち 1 名は代議員を含むことが望ましい。
2. 被推薦人は 65 歳以上とする。
3. 推薦人は推薦書を作成し、被推薦人の経歴書を添付する。被推薦人が研究者である場合は業績目録も添付する。
4. 上記定款で規定する「著しい功労」とは以下のいずれかに該当するものとする。
 - 1) 任意団体、社団法人を問わず日本魚類学会の会員として何らかの役職に就いた経歴を持つ。
 - 2) Ichthyological Research や魚類学雑誌などに掲載された学術論文、図鑑や本などの著作物、作成したデータベース等が国内外において高く評価されている。
 - 3) 上記業績が本会の目的である魚類学の進歩と普及を支え、魚類に関する応用分野の施策、活動、事業推進の基準となっている。
 - 4) 利益を前提としない事業推進により本会の発展に著しく貢献した。
 - 5) 売名を前提としない高額な寄付が本会に対してなされた。

(理事会承認日 2019 年 12 月 1 日)